

# 鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立生涯学習センター)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「生涯学習センター条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地  
理事長 福本慎一

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 3 指定管理料の額

461,759,000円（債務負担行為額461,759,000円）  
[参考]平成31年度 91,679,000円  
平成32年度以降 92,520,000円

## 4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条及び生涯学習センター条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

現在、当該施設の指定管理者として、適正に施設の管理運営を行い利用者増につなげている実績があり、今後専門性を有する者の配置増等の体制充実も行うことで、その経験とノウハウを活かしながら、学習相談業務や課題解決型の講座企画といった業務を適切に行い、生涯学習の拠点施設として生涯学習の普及振興に寄与していくことが期待ができる。

## 5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)  
平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

## 6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨(委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征(副委員長)	税理士
西山 美幸	鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局
坂口 礼子	ガールスカウト鳥取県連盟事務局
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立生涯学習センターの概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul>	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等)</li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>管理の基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日、利用料金等の設定</li> </ul> </li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> <li>利用者等の要望の把握・対応方針</li> </ul>	30
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>支出計画の見通し</li> <li>県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定等</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格又はII種規格の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定等</li> <li>家庭教育推進協力企業としての協定締結</li> </ul> </li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	22
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策</li> <li>教育委員会との連携及び調整方策</li> </ul>	必須
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針</li> <li>生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力</li> <li>とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生</li> </ul>	25

	<p>その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)</p>	<p>生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力</li> <li>・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力</li> </ul>	
7	<p>その他 (指定手続条例第5条第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	4

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的を理解し、県立の施設であることを踏まえた対応が検討されている。</li> <li>・今までの実績も十分にあり、適切と考える。</li> </ul>
2	23.6 (30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料のWi-Fi設置など、利用者の視点にたった提案がなされている。</li> <li>・努力の余地はあるが、適切である。</li> <li>・積極的な情報発信、県・地域との連携を強化してほしい。</li> </ul>
3	15.8 (25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した運営が見込まれる。</li> <li>・収入が増加しており、運営能力の高さを示している。</li> <li>・利用者増は不確定なため、利用者確保を積極的にしてほしい。</li> </ul>
4	15.7 (22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務内容は良好であり、経営基盤は安定している。</li> <li>・生涯学習を充実するため、組織体制の充実と専門職員の配置を行うこととしている。</li> <li>・人材育成に力を入れていることがわかる。</li> <li>・専門能力を有する人材の増員に期待できる。</li> </ul>
5	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会との連携が取れていることがうかがえる。</li> <li>・休館日等教育委員会の状況も加味している。</li> </ul>
6	19 (25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村と連携した運営が見込まれる。教育機関との連携にも努めている。</li> <li>・魅力ある事業を計画し老若男女すべての世代の利用者増が期待できる。</li> <li>・これまでの実績に甘えることなく生涯学習センターの目的等を理解し様々なサービス向上等を提案している。</li> <li>・利用者増のための様々なメディア利用を期待している。</li> <li>・活動範囲を中西部にも広げる取組をしている。</li> <li>・自主事業に具体性があり効果が期待できる。</li> </ul>
7	0 (4)	(ネーミングライツの提案はなかった)
合計	74.1 (106)	

※点数は委員5名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

- ・平日及び土曜日 9:00～21:00
- ・日曜日及び祝日 9:00～19:00  
(県教委から指示があった場合には開館時間を臨機に対応する)
- ・休館日 12月29日から1月3日の6日間(設備点検等により臨時休館する場合あり)

### (2) 利用料金・減免基準

- ・利用料金は現行と同様(H31年度中は消費税率増分の増額はしない)
- ・減免基準は現行と同様

### (3) 生涯学習の普及振興の取組

#### <組織体制>

- ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営や学習相談に着実に対応するため、社会教育主事資格、生涯学習コーディネーター資格を持つ専門性のある者を配置(2名→3名に増予定)するとともに、生涯学習相談員を置く。

#### <学習相談の実施>

- ・情報提供のみならず、学習団体の交流企画やその後の活動へつなげる等のコーディネートも行う。
- ・生涯学習情報の提供、学習団体の紹介、仲間募集などにより、ネットワークの構築を支援する。

#### <県内学習団体の支援>

- ・生涯学習スクール「まなび(※)」の拡大  
中・西部の学習団体も登録し、生涯学習センターのみではなく、中・西部にも学習成果発表の場を検討  
※登録団体について施設優先利用、とっとり県民カレッジ連携講座登録等による広報、学習成果発表の場(交流会)の提供等により支援する仕組
- ・団体の課題(後継者不足・活動の行き詰まり)や個人の課題(学びを地域に活かしたい)の解決に向け、相談・情報提供、団体紹介等によるネットワークづくり等の支援を行う。

#### <とっとり県民カレッジ講座の企画・運営>

- ・課題解決型・参加型の講座とし、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等により学びの成果を地域づくりに活かすことができるよう企画する。
- ・市町村との連携を密にし、若者、子育て世代、高齢者、社会全体の現代的課題を多角的に分析してテーマを設定し、効果的な学習プログラムの構築を図る。
- ・高等教育機関と連携した講座の企画等を行う

#### <自主企画事業の実施>

- ・ふるさと再発見講座(県内の自然、歴史等をテーマとして主に現地研修を実施)、生涯学習公開講座の実施
- ・学習成果の発表の場の提供(ランチタイムイベント、まなびふれあい交流会等)
- ・カプラで遊ぼう(出前講座のほか、ロビーで自由に創作できる機会を提供)

### (4) サービス向上と利用促進のための取組

- ・ロビーにコピー機設置・インターネット無料利用(1日最大60分)
- ・レストラン・自動販売機の継続設置(レストランから各研修室に出前)
- ・アンケート・窓口等で利用者ニーズを把握し、サービス向上
- ・自主企画講座・ランチタイムイベントの実施等による利用促進
- ・情報誌・折り込みチラシ・SNS・新聞等による広報

### (5) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・県の会計規則を準用して原則として入札により委託先等を決定し、コストの削減と適正な業者選定を行う。